

# 交付対象水田に係る課題の把握・検証について

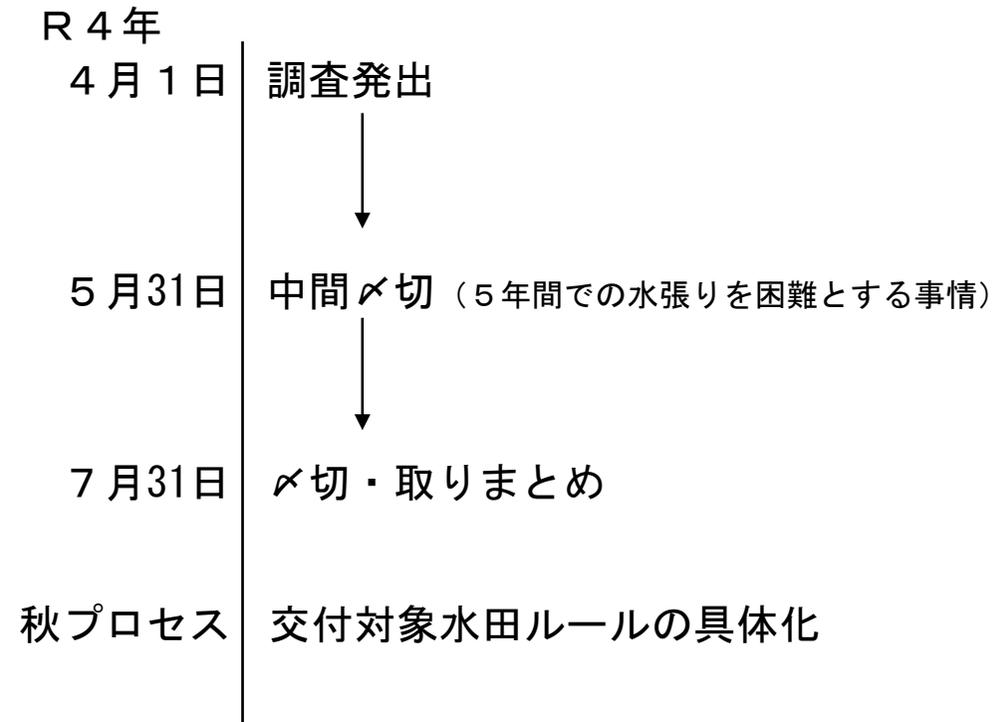
## 1. 課題の把握手法

- ① 現地との意見交換・調査における事例収集（昨年12月以降実施中）
- ② 4月1日付けで調査を発出し、全国的に課題集約

## 2. 調査における把握対象の課題

- ① 5年間での水張りを困難とする事情※
  - ② 交付対象水田の整理状況
- ※ 現状において水田機能を有しないことに端を発する事情・課題は把握対象外

## 3. スケジュール



※ 翌年も同様の調査を繰り返し

# 水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題・影響 (最終とりまとめ)

- 6月に行った中間取りまとめを用いて、主産県を中心に各県の農業者や関係団体等との間で意見交換（キャラバン）を実施するとともに、7月末までに各都道府県から提出のあった意見を踏まえて、今回の最終取りまとめを行った。
- 複数の地域や関係者から提起されるなど、各県共通の課題として対応が必要なものを「●」として整理。各都道府県等からの主な意見を「・」として列記。

## 1. 5年間で水張りを行う農地を交付対象水田とすることについての課題

R4.9.29

### 主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）

#### (1) 災害復旧・基盤整備事業

- 災害によって用水供給設備等が壊れ、現状では水張りが困難な農地がある。
- 基盤整備事業を実施中又は計画中であり、今後5年間では水稲作付けが行えない農地がある。

- ・ 基盤整備を理由に水張りが困難となる期間は、5年間のカウントから除外して欲しい。
- ・ 被災農地の基盤整備事業を実施中で、令和8年度の水稲作付け時期までに完了しない。

#### (2) ブロックローテーション

- そば、大豆、野菜、牧草など品目によっては、水張りが可能な農地であっても収量や品質の低下などブロックローテーションに馴染まないものがある。

- ・ 湿害に弱いそばを組み入れたブロックローテーションには懸念がある。
- ・ 稲と転換作物とのブロックローテーションを行うと、窒素過多で高タンパクとなり、米の食味が低下する。
- ・ そばや大豆など連作障害を抑制できている農地でもブロックローテーションが必要なのか。
- ・ 連作障害に強く、5年程度の連作が可能なネギを田に作付けている。

- 6年以上の間隔で輪作体系を組んでおり、今後5年間では水稲作付けを行う予定がない。

- ・ 水稲を含めた6年での輪作体系を適正な輪作体系として推奨していることから、水稲作付サイクルを6年間に延長して欲しい。

## 主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）

### （3）水張りの確認

#### ●水稲以外に「水張り」を行う品目をどう扱うのか。

- ・水田におけるヒエの栽培は「水張り」に該当しないのか。
- ・レンコン畑は「水張り」に該当しないのか。

#### ●水稲作付けではなくとも、別の方法で水張りができれば水田機能があることを示すことができるのではないか。

- ・畦畔や用水路があれば水張りをせずとも交付対象水田として維持できるようにできないか。
- ・地下灌漑設備のある農地の扱いはどうなるのか。
- ・調整水田も水張りとして認めて欲しい。
- ・排水対策のために耕盤を壊している場合、水稲を生産できる状態に戻すのは不可能又は時間を要する。

### （4）その他交付対象水田の扱い

- ・畑地化した後に耕作者が変わった場合、交付対象水田に戻すことができないか。
- ・有機JAS認証を得ている農地について、有機以外を作付けした場合には再度認証を得るまで3年間要するため、ブロックローテーションすることが難しい。
- ・水稲育苗ハウスが建設される農地について、区画整理時に支障を来さないよう特例的に交付対象水田として維持できるようにできないか。
- ・対象農地確認等に係る地域農業再生協議会の事務的負担が増加する。

## 2. 今回の措置に伴う影響と課題

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
①畑地化の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現行の畑地化支援では不十分で、畑地化に踏み切れない。高収益作物の畑地化には手厚い支援があるが、その他の作物への支援は不十分。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 畑地化／交付対象水田から除外されても所得が減少しないよう、水田政策の代替となる新たな支援措置を講じて欲しい。</li><li>・ 畑地化支援について複数年に分けた交付にできないか。</li><li>・ 畑地化支援の交付単価を増額できないか。</li><li>・ 令和6年度以降も畑地化支援の交付金を継続して欲しい。</li><li>・ 子実用とうもろこしは、必要な労働時間が短く、新たな転換作物として検討したいが、畑地化すると支援が受けられない。</li></ul></li></ul>
②牧草関係	<ul style="list-style-type: none"><li>● 交付金の対象外となれば、牧草の経営が成り立たず、粗飼料の安定供給の継続ができなくなる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 畑地化して交付対象外となったとしても、飼料生産への支援対策を講じて欲しい。</li><li>・ 何十年も牧草を作って来て、今更水張りできない。</li><li>・ 畜産農家の粗飼料購入の負担が増加する。</li></ul></li></ul>

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
③土地改良関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付対象水田から除外されれば、賦課金（水利費）の支払が困難となり、水利施設の維持管理や土地改良区の運営に影響が出る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畑地化して土地改良区の地区から除外した場合、土地改良区に決済金を支払う必要がある。また、決済金は改良区によってバラバラである。</li> <li>・ 畑地化が進んでも、水利施設の維持管理に支障が生じないように、また残される水田作の農業者の負担が増えないようにしてほしい。</li> <li>・ 畑地化に伴って、受益に見合った土地改良区の水利費や賦課金の見直しを行うことが必要。</li> </ul> </li> <li>● ブロックローテーションや畑地化を進めるには、暗渠排水等の基盤整備事業を進めることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水張り面積が増えた場合、用水不足や水路等インフラが対応できるか懸念。</li> <li>・ 地域の一部で畑地化された場合、その後の基盤整備に支障が出る。</li> <li>・ 不要となった施設が発生した場合、撤去費用が発生する。</li> <li>・ 水張りをするために新たな設備や基盤整備が必要であり、費用負担が大きい。</li> </ul> </li> </ul>
④中山間地域関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中山間地域の条件不利農地を守るために耕作していたが、交付金が出なくなれば誰も引き受けず、離農や耕作放棄地が増加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域など日本の農業の特徴を踏まえた支援をお願いしたい。</li> <li>・ 条件不利農地を守るための支援を考えて欲しい。</li> <li>・ 畑に転換すると中山間直払の畑の傾斜基準が適用され、交付の対象から外れる。</li> <li>・ 地域農業全体への影響が生じ、コミュニティを維持することができなくなる。</li> <li>・ 中山間地域で畑地化を進めると水田の多面的機能を維持することが困難になる。</li> </ul> </li> </ul>

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付対象外となり、交付金収入が無くなると、経営が成り立たない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 交付対象外となれば中山間地域での大豆やそば等の生産が困難になる。</li> <li>▪ 園芸団地などの整備にあたっては交付金も計算に入れて投資をしてきており、対象外になると返済が難しくなる。</li> <li>▪ 畑地化や大豆生産のためには大型機械の導入が必要であり助成措置・予算確保をお願いしたい。</li> </ul> </li>   <li>● 交付金が無くなると、農地の集積・集約化が進まなくなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 交付対象水田から除外された農地は担い手が引き受けず、離農が進んで農地の引き受け手もいなくなり耕作放棄地が増える。</li> <li>▪ 交付対象水田から除外されると農地の評価額・資産価値が下がる。</li> <li>▪ 借手がなく自己保全管理をしており、水稻作付されずに交付対象外となれば耕作放棄地になる。</li> </ul> </li> </ul>